

令和3年神審第23号

裁 決

貨物船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官中末陽介出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの四級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年10月20日05時02分少し過ぎ

高知港

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 749トン

全 長 80.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

3 事実の経過

Aは、平成17年11月に進水した船尾船橋型貨物船で、船橋には、前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー2台及びGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、a受審人は5人が乗り組み、空倉のまま、船首2.2メートル船尾3.6メートルの喫水をもって、令和2年10月19日17時00分兵庫県東播磨港を発し、高知港に向かった。

ところで、高知港は、港口が太平洋に面して東方に開き、港口の北側には第7ふ頭東端の南東方約500メートルのところから南西方向に約950メートル延びた後、南方向に屈曲して約150メートル延びる東第一防波堤が、南側には同防波堤南端の南東方約500メートルのところから西北西方向に約780メートル延びた後、西方向に屈曲して約250メートル延びる南防波堤がそれぞれ築造され、東第一防波堤南端には、灯質毎4秒に1閃光の単閃赤光、光達距離4海里、灯高14メートルの高知港東第一防波堤西灯台（以下「東第一防波堤灯台」という。）が、南防波堤東端には、灯質毎4秒に1閃光の単閃緑光、光達距離4海里、灯高10メートルの高知港南防波堤東仮設灯台（以下「南防波堤灯台」という。）がそれぞれ設置されていた。

a受審人は、翌20日04時45分高知港東方沖合で、入航操船のため昇橋し、一等航海士から引き継いで単独の船橋当直に就き、レーダー1台及びGPSプロッターを作動させ、操舵スタンド後方に立った姿勢で操船に当たり、南防波堤東端付近に漁船2隻を視認し、04時59分東第一防波堤灯台から106度（真方位、以下同じ。）1,110メートルの地点で、針路を港口に向く279度に定め、11.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 受審人は、針路を定めた後、先ほど認めた漁船のうち1隻が南防波堤東端付近を南下し、もう1隻が港口中央部付近を南下しているのを認めたので、その漁船の北方を航過することとし、05時00分東第1防波堤灯台から109.5度760メートルの地点に達したとき、針路を304度に転じて続航した。

a 受審人は、針路を転じたとき、東第一防波堤が正船首730メートルのところであり、同防波堤に向首する状況となったが、港口中央部付近を南下している漁船に対する動静監視に気をとられ、東第1防波堤灯台及び南防波堤灯台の各灯光を見て、東第一防波堤への接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、このことに気付かないまま進行した。

こうして、a 受審人は、港口中央部付近を南下している漁船に注意を払いながら続航中、05時02分少し前船首至近に東第一防波堤を認め、機関を全速力後進にかけて左舵一杯としたものの、及ばず、05時02分少し過ぎ東第1防波堤灯台から015度180メートルの地点において、Aは、291度を向き、9.5ノットの速力となったとき、同防波堤南東面に設置された消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期であった。

乗揚の結果、球状船首に凹損及び亀裂を生じたが、自力離礁した後修理され、東第一防波堤南東面に設置された消波ブロック2個に脚折れを生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、高知港において、入航する際、船位の確認が不十分で、東第一防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、高知港において、入航する場合、東第一防波堤に向首進行することのないよう、東第1防波堤灯台及び南防波堤灯台の各灯光を見て、同防波堤への接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、漁船に対する動静監視に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、東第一防波堤に向首していることに気付かないまま進行して同防波堤南東面に設置された消波ブロックへの乗揚を招き、船体及び消波ブロックにそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月23日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明